

自動車事故被害者救済施策等について

令和3年3月

国土交通省自動車局保障制度参事官室

国土交通省においては、自動車事故被害者の救済のため、重度後遺障害者等に対して、被害者救済事業を実施。

重度後遺障害被害者への支援

○療護施設の設置・運営

他に受け入れる医療機関がない最重度の後遺障害者に対する専門的治療を実施



○介護料の支給

在宅ケアを行う家庭に対し、介護用品の購入等に充てる費用を支給

○訪問支援の実施

在宅ケアを行う家庭を訪問し、情報提供や悩みの聴取等により支援

○短期入院・入所協力事業の実施

在宅ケアを受けている重度後遺障害者が、短期間、病院へ入院又は障害者施設へ入所できるよう病院等の受入体制を整備

<病院・施設の指定状況（令和2年12月現在）>
協力病院：205箇所、協力施設：136箇所

○在宅生活支援環境整備事業の実施

在宅重度後遺障害者が介護者なき後等にグループホーム等の障害者支援事業所へ入所し生活することができるよう事業所の受入体制を整備

事故の相談・解決

- （公財）日弁連交通事故相談センターによる法律相談
- 救急医療機器整備事業

交通遺児への支援

- 賠償金を基にした育成給付金の支給
- 生活資金の無利子貸付
- 交通遺児の集いの開催



被害者支援と自動車事故防止を通して、安全・安心・快適な社会作りに貢献

安全指導業務

自動車事故を

防ぐ

- 指導講習
- 適性診断
- 安全マネジメント



被害者援護業務

自動車事故被害者を

支える

- 療護施設設置・運営
- 介護料支給
- 育成資金貸付



安全情報提供業務

自動車事故から

守る

- 自動車アセスメント



- 名称 独立行政法人自動車事故対策機構 (NASVA ナスバ)
- 目的 被害者の保護の増進、自動車事故の発生防止
- 設立 H15年10月～ (前身 自動車事故対策センター S48年～)
- 組織 本部 (東京)、全国に50支所、療護施設11カ所

NASVAの介護料支給について

概要

自動車事故が原因で、重度の後遺障害を負い、移動、食事及び排泄など日常生活動作について**常時又は随時の介護が必要な状態の方にNASVAでは介護料を支給する制度**

支給金額

その月の介護に要した費用として自己負担した額に応じ、受給資格の種別ごとに次の範囲内で支給する。下限額に満たない場合には一律下限額を支給する。

支給対象者		支給額
特1種（最重度）	I種の該当者のうち、一定の要件に該当する方	85,310円～211,530円
I種（常時要介護）	自賠法施行令別表第一第1級1号又は2号	72,990円～166,950円
II種（随時要介護）	自賠法施行令別表第一第2級1号又は2号	36,500円～83,480円

注) 「自賠法」とは自動車損害賠償保障法のことです。

一定の要件とは、自力での移動、摂食ができない、尿尿失禁状態である等の症状を有していることとなります。

介護料は年4回（6月、9月、12月、3月）の支給となります。

自動車事故によって重度の後遺障害を負われ、日常生活動作について常時又は随時の介護が必要な状態の方やそのご家族よりご相談がございましたら、**近隣のNASVA支所をご案内ください。**

概要

在宅で療養生活を送る自動車事故により重度後遺障害を負われた方の「介護者なき後」に備えた受入環境を整備し、安心して日常生活を送ることができるよう、**障害者支援施設及びグループホームに対し、介護機器等の導入や介護人材確保等に係る経費を補助**

補助対象

- ① 障害者支援施設
- ② グループホーム

補助内容

- ① 介護機器等の導入に係る経費



(介護リフト)



(介護ベッド)

- ② 介護職員の人材確保等に係る経費

背景

- 介護者なき後を巡る現状認識

自動車事故による後遺障害を負われた方を介護するご家族の高齢化の進展等により、介護が困難になった後には障害者支援施設等が受け皿となり得るが、**受入可能な施設が不十分。**

具体的な課題

- ・ 医療機器等の未導入・老朽化により、安全・安心な介護が困難
- ・ 喀痰吸引等の医療行為を行える介護職員が少ない(夜間体制が不十分)

➡ 医療機器等の導入・介護職員の人材確保等に支援が必要

令和3年度の制度拡充について

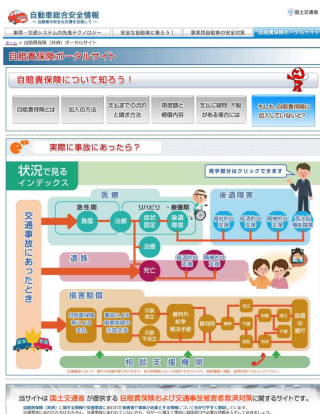
上記、補助内容に加え、看護師、理学療法士、作業療法士の人材確保に係る経費についても、補助対象経費として拡充することとしている。

概要

交通事故にあわれた被害者や家族に必要な情報をお届けするため、自賠責保険（共済）に関する情報や交通事故にあわれた被害者や家族が必要とする情報について分かりやすく解説した自賠責保険ポータルサイトや交通事故被害者向けのパンフレットを制作しているほか、独立行政法人自動車事故対策機構においてもHP等で情報発信を実施。

国土交通省における情報提供

■ 自賠責保険ポータルサイト



<http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidoshajiko.html>

■ パンフレット「交通事故にあったときは」



交通事故にあつたときには

<http://www.mlit.go.jp/common/001186228.pdf>

NASVAにおける情報提供

■ NASVAホームページ



<http://www.nasva.go.jp/>

■ 介護者なき後への備え

在宅介護家庭の「介護者なき後」に備えるために必要な制度情報や施設情報を集約し、NASVA（ナスバ）情報提供ウェブサイトに掲載
 ※地域情報（受入施設・ショートステイ、相談窓口等）、財産管理に利用できる制度の紹介、準備が必要な事項 等

<http://www.nasva.go.jp/sasaeru/oyanakiato/index.html>

■ NASVA交通事故被害者ホットライン



自動車事故にあつて相談先にお困りの方へ各種制度、相談窓口を電話で紹介いたします。

土・日・祝日・年末年始を除く10:00～12:00,13:00～16:00